

公募型プロポーザル方式実施公告

製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る公募型プロポーザル方式実施要領（平成28年 3 月31日付け27契検第160号。以下「実施要領」という。）に基づき、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定するため、次のとおり企画提案書を公募します。

令和 7 年 2 月25日

産業技術課長

1 業務の概要

(1) 業務名

信州地酒ブランド発信事業業務

(2) 業務の目的

高品質な県産日本酒・ワインを認定する制度「G I 長野」の認知度向上とブランド化推進を図るため、「G I 長野」の価値や魅力発信を強化し、インバウンドを含む県内外の消費拡大につなげる。

(3) 業務内容

① G I 長野の魅力を発信するツールの作成

- ・ 「G I 長野」の制度や魅力を発信するための動画の作成

② 雑誌やSNS等を活用した信州地酒の発信

- ・ 酒類や旅行等の情報を発信している雑誌やウェブメディア等への記事掲載
- ・ 酒類の情報を発信しているインフルエンサーを活用したSNSでの信州地酒の魅力発信
- ・ 長野県と首都圏を結ぶ公共交通機関での広告

(4) 仕様等

別添仕様書（案）のとおりに

(5) 企画提案を求める具体的内容の項目

① 業務の実施内容

- ・ 「G I 長野」の動画のシナリオ及び出演候補者の考え方
- ・ 記事を掲載する雑誌やウェブメディア等の候補とその効果
- ・ 起用するインフルエンサーの候補及び発信内容の考え方
- ・ 広告に活用する公共交通機関とその効果

② 業務の遂行体制と実施スケジュール

- ・ 当業務に係る受託候補者の業務体制
 - ※ 責任者、業務の役割分担・担当者、リスクマネジメントなどを体制図により説明
- ・ 当委託事業を実施するにあたり、企画協力や連携などを求める事業者・団体・機関等の役割及びその効果（業務の再委託先、企画協力先などを含める）
 - ※ 様式第 8 号の附表において、再委託先は「5 再委託の予定」、企画協力先は「6 企画協力等の予定」に具体的な相手先と内容を記載すること

- ・ 委託者との打ち合わせ等を含めた、業務ごとのスケジュール
- ③ 業務に要する経費
 - ・ 業務に要する経費及びその内訳
- (6) 業務の実施場所
県内一円
- (7) 履行期間又は履行期限
契約締結日から令和8年2月27日まで
- (8) 費用の上限額
12,953,000円（消費税額及び地方消費税の額を含む。）

2 応募資格要件

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次の各号に掲げる要件を満たさなければなりません。これらの要件を満たさない者が行った実施要領第19の企画提案書の提出から第31の契約の締結までの手続は無効とします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項又は財務規則第120条第1項の規定により入札に参加することができない者でないこと。
- (2) 物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (3) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月18日付け22建政技第337号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 法人にあつては都道府県税、消費税及び地方消費税、個人にあつては都道府県税、消費税、地方消費税及び個人住民税（個人の市町村民税・都道府県民税）を完納していること。
- (6) 労働保険、厚生年金保険及び健康保険に加入する義務がある者にあつては、これらに加入していること。
- (7) 県内に本店、支店又は営業所を有すること。
- (8) 長野県庁で行うプレゼンテーション及び打合せ等に参加できること。

3 参加申込書の作成・提出

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次に掲げる事項に留意の上、参加申込書を提出するものとします。提出期限（(5)①）までに参加申込書を提出しない場合は、企画提案書を提出することができません。

- (1) 参加申込書の作成様式
様式第3号による。
（注）様式第3号を基本に、業務の内容に応じて設定すること。
- (2) 参加要件具備説明書類のとりまとめ様式
様式第3号の附表による。
（注）様式第3号の附表を基本に、業務の内容に応じて設定すること。
- (3) 参加申込書記載上の留意事項

- ① 同種又は類似の業務の実績
- ② 当該業務の実施体制
- ③ 同種又は類似の実績については、これを証する契約書の写しを添付してください。

(4) 担当課（所）・問い合わせ先

〒380-8570	長野県長野市大字南長野字幅下692-2
	長野県産業労働部産業技術課地酒・食品振興係
電 話	026-235-7126
FAX	026-235-7197
メール	jizake@pref.nagano.lg.jp

(5) 参加申込書の提出期限並びに提出先及び方法

- ① 提出期限 令和7年3月3日（月）午後3時まで（土曜日、日曜日及び休日※は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで。ただし、3月3日は午後3時までとします。）

※長野県の休日を定める条例（平成元年長野県条例第5号）第1条に規定する県の休日という。以下同じ。

- ② 提出先 3(4)に同じ。（FAX、メールも同様）

- ③ 提出方法 持参、郵送、FAX又はメールとします。

ただし、郵送の場合は提出期限までに産業技術課に到達したもの、メール又はFAXによる場合は、提出期限までに提出先のメールアドレス又はFAX番号で受信できたものに限ります。郵送、FAX又はメールで提出した場合は、到達したことを電話で3(4)の担当者を確認してください。

(6) 応募資格要件の審査

応募資格については、参加申込書及び資格要件具備説明書類に基づき審査します。

(7) 非該当理由に関する事項

- ① 参加申込書を提出した者のうち、応募資格要件に該当しなかった者に対しては、該当とならなかった旨及びその理由（非該当理由）を企画提案書の提出期限（6(5)①）の3日前までに、書面により産業技術課長から通知します。
- ② 上記①の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により産業技術課長に対して非該当理由について説明を求めることができます。
- ③ 非該当理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に書面により回答します。
- ④ 非該当理由の説明請求の受付
 - ア 受付場所 3(4)に同じ。
 - イ 受付時間 上記②の期間中、午前9時から午後5時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

(8) その他の留意事項

- ① 応募資格要件の非該当者以外の者への通知は行いません。
- ② 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

4 説明会

(1) 開催日時 令和7年3月7日(金) 10時30分～11時30分

(2) 開催方法 Zoomオンラインにて実施

※ 応募資格要件に該当した者には、様式第3号の参加申込書に記載の担当者へ、Zoom接続アドレス等をメールにて連絡します。

5 不明な点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

(1) 受付場所 3(4)に同じ。

(2) 受付期間 令和7年3月12日(水)午後5時まで

(3) 受付時間 午前9時から午後5時まで。(土曜日、日曜日及び休日は除く。)

(4) 受付方法 業務等質問書(様式第6号)をFAX又はメール等により提出するものとします。

(5) 回答方法 産業技術課長が求める企画提案項目に係る質問及び企画提案書の提出等の事務
手続に係る一般的な質問の場合は、令和7年3月14日(金)17時までに長野県公式
ホームページで公表します。

6 企画提案書の作成・提出

(1) 企画提案書の作成様式

様式第8号による。

(2) 企画書の作成様式

様式第8号の附表による。

(3) 企画書記載上の留意事項

① 業務に要する経費は、本業務の実施に当たり必要な経費の合計額を記載してください。また、経費の合計額は1(1)に示す費用の上限額以内となるようにしてください。

② 「7 再委託の予定」又は「8 企画協力等の予定」記載欄には、当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の企画協力を受けて業務を実施する場合に記載すること。ただし、業務の全部又はその主たる部分を第三者に再委託することはできません。

(4) 企画提案書に関する質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

① 受付場所 3(4)に同じ。

② 受付時間 午前9時から午後5時まで。(土曜日、日曜日及び休日は除く。)

③ 受付方法 業務等質問書(様式第6号)をFAX又はメール等により提出するものとします。

④ 回答方法 企画提案内容に係る質問の場合は、原則として非公開としますが、質問者に対してはFAX又はメール等により回答します。

(5) 企画提案書の提出期限並びに提出先及び方法

① 提出期限 令和7年3月19日(水)(土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで。)

② 提出先 3(4)に同じ。

③ 提出部数 6部

④ 提出方法 持参又は郵送とします。

ただし、郵送の場合は提出期限までに産業技術課に到達したものに限りです。郵送で提出した場合は、必ず、到達したことを電話で3(4)の担当者に確認してください。

(6) 企画提案の選定基準

企画提案は、次の基準に基づいて選定されます。

審査項目	審査内容（要求内容）	配点
1 業務の理解度	・酒類の地理的表示（G I）制度やG I 長野について十分に理解した上で、仕様書の内容を満たした効果的な提案となっているか。	20
2 事業の内容	（発信ツールの作成） ・動画の内容は、G I 長野の制度や魅力・価値が消費者に伝わりやすい内容になっているか。	30
	（魅力発信方法） ・高い発信効果の見込める媒体の選定、発信方法の提案となっているか。 ・発信媒体に応じてターゲットを設定し、効果的な発信方法になっているか。	30
3 業務実施体制・スケジュール	・円滑に業務を実施できる体制になっているか。 ・現実的で実施可能なスケジュールとなっているか。	10
4 経済性	・見積金額が上限の範囲内で適正な価格となっているか。 ・予算内で最大限の成果が得られる内容となっているか。	10
合計得点		100

(7) 企画提案の選定の方法

- ① (6)により、審査委員が提案者1者あたり100点満点で審査し、得点の高い順に順位付けを行った順位点の合計点で最も高い評点の提案者を選定します。

なお、評価の結果、最高点となった者の評価点の平均が100点満点中60点未満の場合は選定しません。

- ② 企画提案書の選定に当たっては、企画提案評価会議を開催し、提出書類及びプレゼンテーションにより評価を行いますので、出席してください。

- ③ プレゼンテーションの実施日時及び場所

令和7年3月24日(月) 長野市内（場所、時間などは、追って通知します）

(8) 選定者、非選定者への通知及び公表に関する事項

- ① 企画提案書を提出した者のうち企画提案が選定され、見積業者に選定された者に対して、その旨を見積業者選定通知書により産業技術課長から通知します。

② 上記①以外の者に対して、選定されなかった旨及び選定しなかった理由（以下「非選定理由」という。）を見積業者非選定通知書により産業技術課長から通知します。

③ 見積業者を選定したときは、遅滞なく、見積業者選定経過書（様式第13号）及び企画提案評価会議評価書（様式第9号）を長野県公式ホームページに掲載するとともに、産業技術課において閲覧に供します。

(9) 非選定理由に関する事項

① (8) ②の見積書非選定通知書を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により産業技術課長に対して非該当理由について説明を求めることができます。

② 非選定理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日以内（土曜日、日曜日及び休日は除く。）に書面により回答します。

③ 非選定理由の説明請求の受付

ア 受付場所 3(4)に同じ。

イ 受付時間 上記①の期間中、午前9時から午後5時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

(10) その他の留意事項

① 企画提案書は複数提出することはできません。

② 提出された企画提案書の内容は、変更することができません。

③ 提出された企画提案書は、返却しません。

④ 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。

⑤ 提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外には提出者に無断で使用しません。

⑥ 参加申込書及び企画提案書に虚偽の記載をした者並びにプレゼンテーションにおいて虚偽の説明をした者は、失格とするとともに、虚偽の記載又は説明をした者に対して入札参加停止を行うことがあります。

7 契約書案

別添契約書（案）のとおり

8 見積書の提出

(1) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して3日以内（3日目が土曜日、日曜日及び休日の場合は、休日明けまで、メール又はFAXによる場合は該当日の午後5時までに）に、見積書（様式第14号）を指定された方法により産業技術課長に提出するものとします。

(2) 見積書が、(1)の期限までに到達しないときは、当該見積は無効とします。

(3) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、見積を辞退しようとするときは、理由を示した辞退届を提出してください。

(4) 見積を辞退した者は、これを理由として、以降の公募型プロポーザル方式等への参加について不利益な扱いを受けることはありません。

9 契約経過の公表

契約を締結した場合は、遅滞なく、契約業務名、履行場所、業務概要等の契約情報について、長野県公式ホームページに掲載するとともに、産業技術課において閲覧に供します。

10 その他

- (1) 契約書作成の要否
必要とします。
- (2) 関連情報を入手するための窓口

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下692-2
長野県産業労働部産業技術課地酒・食品振興係
電 話 026-235-7126
FAX 026-235-7197
メール jizake@pref.nagano.lg.jp

- (3) 必要に応じて参加申込に関する照会を行う場合があります。
- (4) 企画提案書の補足資料がある場合には、プレゼンテーション時に提出することができます。
なお、その場合はプレゼンテーション時に補足資料を印刷したものを6部持参してください。